

規制見直し基準WG：各省ヒアリング調査票

| | |
|--|---|
| 1. 通知・通達等の名称 | 危険物施設の変更工事にかかる完成検査等について (平成11年3月17日消防庁通達消防危第22号) |
| 2. 所管府省 | 総務省消防庁(危険物保安室) |
| 3. 形式及び宛先 | 各都道府県消防主管部長宛て通知 |
| 4. 通知・通達等の性格 | 地方公共団体に対する技術的助言として発出されるもの |
| 5. 根拠法令 | 消防法第11条第5項 |
| 6. 通知・通達等の目的及び概要 | 市町村長等における危険物規制にかかる事務の簡素化、省力化等の必要性の観点から、保安のための優れた体制を有することが明らかであると認められる事業所が行う一定の変更工事について、市町村長等が事業所の自主検査結果を活用して完成検査等を実施して差し支えないものであることを確認し、その際の留意事項について技術的助言をしたもの。 |
| 7. 通知・通達等の内容を法令の形式で制定していない理由 | 本通知は、上述した観点から、事業所の自主検査結果を活用した完成検査等の実施を推進するため、ひとつのスキームを提案し、その推進を図ったものであるが、検査方法については、個々具体の事例に即して市町村長等が判断すべきものであるため。 |
| 8. 通知・通達等の法的効果(強制力の有無など) | 消防組織法(昭和22年法律第226号)第20条の規定に基づく技術的助言であり、強制力はない。 |
| 9. 通知・通達等に従わなかったことによる被る不利益があれば、その内容、法的根拠 | 市町村長等が本技術的助言に従わなかったことによる不利益はない。 |